

# 広島市公用車管理業務 仕様書

## 1 目的

広島市（以下「発注者」という。）が所有する公用車（以下「車両」という。）の安全な運行に資するため、継続検査について、請負業者（以下「受注者」という。）へ委託し、実施するもので、契約書及びその他法令で定めるもののほか、この仕様書によるものとする。

## 2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日

## 3 対象車両

別紙1「車両一覧表」のとおり

## 4 履行場所

広島市役所（広島市中区国泰寺町一丁目6番34号）及び道路運送車両法に基づく指定自動車整備事業の指定を受けた整備工場、その他発注者が指定する場所

## 5 業務内容

- (1) 法令に定められた内容に基づき、車両ごとの自動車検査証の有効期間満了日までに実施すること。
- (2) 実施に当たっては、車両の引取予定日から起算し、遅くとも30日以上前に受注者から発注者へ通知すること。
- (3) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び継続検査登録手数料等の納付等に伴う一切の諸手続きは、受注者の責任において行うこと。
- (4) 自動車損害賠償責任保険証の名義は発注者とする。
- (5) 継続検査が完了次第、自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証を車両に保管し、検査標章を所定の位置に貼りつけた状態で発注者が指定した場所へ納車し、納車時には自動車検査証及び自動車損害賠償責任保険証の写しを1部、発注者へ提出すること。
- (6) 継続検査の実施時期については、都度、発注者と受注者にて協議の上、決定し、納車は可能な限り早期に納車を行うこと。
- (7) 継続検査に伴う車両の引取及び納車については、発注者の指示に従い、受注者の責任において、実施すること。
- (8) 継続検査を行うに当たり、その都度、オイルやバッテリーなどの消耗品や部品交換の必要性、車両整備の内容を発注者にあらかじめ通知し、発注者の指示を受け、実施すること。
- (9) 継続検査に係る消耗品及び部品の交換については、別紙2に記載する範囲とし、メーカー指定の交換基準時期又は交換基準距離のいずれかが到来した場合に実施すること。
- (10) 消耗品及び部品の交換に当たっては、純正品又はそれに準ずる新品のものを使用すること。ただし、部品調達不能の場合は、その旨を発注者へ通知し、その指示に従うこと。
- (11) 継続検査に伴い、廃棄物が発生した場合は、発注者が特に引渡しを指示した場合を除き、適正に処理すること。

- (12) 受注者は翌月の10日（閉庁日の場合は、その翌開庁日）までに業務実施報告書を発注者に提出すること。
- (13) 受注者は継続検査を実施する都度、実施内容を記した別紙3を作成し、納車時に発注者へ提出する。ただし、別紙3に記載する内容と同様の様式であればこの限りではない。
- (14) 継続検査の実施に際しては、関係法令を遵守の上、行うものとする。

## 6 業務対象外事項

- (1) 経年による腐食に伴う車両の整備
- (2) 代車の提供

## 7 委託業務実施計画書

受注者はあらかじめ、継続検査を実施する整備工場や、業務体制、実施工程、緊急時における連絡先・対応体制等、業務を適正に実施するために必要な事項を総合的にまとめた委託業務実施計画書を発注者へ提出し、承諾を受けるものとする。

## 8 受注者の費用負担

- (1) 継続検査に伴い必要となる資機材の費用
- (2) 継続検査に伴う消耗品等の交換に係る費用
- (3) 継続検査に伴い発生した廃棄物等の処理費用
- (4) 自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料及び継続検査登録手数料等の継続検査の実施に際して必要な費用
- (5) 受注者の過失により車両が故障や損傷した場合の原状復帰に伴う費用
- (6) その他、業務の性質上、当然に実施しなければならないもの及び軽微な整備等の附帯的な業務に伴う費用

## 9 その他

- (1) 発注者は別紙1に記載する車両を廃車又は買替により変更した場合、受注者に対してその旨を通知する。
- (2) 発注者及び受注者は、本業務について疑義を生じた場合、民法その他の法令等に従い、誠意を持って協議し決定する。